

# 食品安全委員会第994回会合議事録

1. 日時 令和7年8月5日（火） 14:00～14:31

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目

（農林水産省からの説明）

シアナジン

シハロホップブチル

ブロマシル

メタミトロン

（消費者庁からの説明）

シアナジン

シハロホップブチル

ブロマシル

メタミトロン

・遺伝子組換え食品等 4品目

（消費者庁からの説明）

*Bacillus subtilis NTI06* (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ

高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アシルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134) (食品)

（農林水産省からの説明）

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134) (飼料)

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) その他

#### 4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 石岡農産安全管理課長

農林水産省 大石飼料安全・薬事室長

消費者庁 境残留農薬等基準審査室長

(事務局)

前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、

楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、刈岡評価情報分析官、

蟹江評価調整官

#### 5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<シアナジン>

資料1-2 食品健康影響評価について<シハロホップブチル>

資料1-3 食品健康影響評価について<ブロマシル>

資料1-4 食品健康影響評価について<メタミトロン>

資料1-5 「シアナジン」、「シハロホップブチル」、「ブロマシル」及び「メタミトロン」の食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について

資料1-6 食品健康影響評価について<シアナジン>

資料1-7 食品健康影響評価について<シハロホップブチル>

資料1-8 食品健康影響評価について<ブロマシル>

資料1-9 食品健康影響評価について<メタミトロン>

資料1-10 食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について

資料1-11 食品健康影響評価について<*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ>

資料1-12 食品健康影響評価について<高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アシルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種>

資料1-13 食品健康影響評価について<チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134) (食品)>

資料1-14 食品健康影響評価について<チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134) (飼料)>

資料2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第994回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の石岡農産安全管理課長、大石飼料安全・薬事室長、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第994回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は15点でございます。

資料1-1から1-4までが農薬4品目「シアナジン」、「シハロホップブチル」、「ブロマシル」、「メタミトロン」に係る農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-5がこれらに係る農林水産省からの説明資料です。「『シアナジン』、『シハロホップブチル』、『ブロマシル』及び『メタミトロン』の食品安全基本法第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について」、資料1-6から1-9までが農薬4品目「シアナジン」、「シハロホップブチル」、「ブロマシル」、「メタミトロン」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-10がこれらに係る消費者庁からの説明資料です。「食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」。資料1-11から1-13までが遺伝子組換え食品等3品目「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」、「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アシルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」、「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134) (食品)」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-14が遺伝子組換え食品等1品目「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134) (飼料)」に関する農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料2が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ>」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現

時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

カメラ撮影の方は、ここまでとさせていただきます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-4にありますとおり、農林水産大臣から7月30日付で農薬4品目について、資料1-6から1-9にありますとおり、内閣総理大臣から7月30日付で同じ農薬4品目について、資料1-11から1-13にありますとおり、内閣総理大臣から8月1日付で遺伝子組換え食品等3品目が、資料1-14にありますとおり、農林水産大臣から7月31日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農薬4品目について、農林水産省の石岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料1-5に基づきまして説明させていただきます。今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたしますものは、農薬の再評価に係る4つの農薬でございます。農薬の再評価につきましては、これまでもこの委員会で御説明させていただきましたけれども、農薬の安全性を一層向上させるため、登録されている全ての農薬を対象に最新の科学的知見に基づき安全性の再評価を行うというものでございます。本年4月22日の第981回会合におきまして、再評価のスキームについて御説明させていただきましたけれども、今回の4つの農薬につきましても、この新たなスキームで食品健康影響評価をお願いするもの、つまり、農林水産省と消費者庁から同時に食品健康影響評価を要請するものとなり

ます。

資料1-5を1枚めくっていただきまして、今回の4つの農薬のうち、まず1つ目の「シアナジン」でございますけれども、これは除草剤でございます、日本では1983年に登録され、ばれいしょ、たまねぎなどに使用されております。食品安全委員会では1回評価いただきまして、ADI及びARfDが設定されているものとなっております。

めくっていただきまして、2つ目の「シハロホップブチル」でございますけれども、これは除草剤でございます、日本では1996年に登録されまして、水稻に使用されているものでございます。食品安全委員会での評価は今回が初回となります。

めくっていただいて、3つ目の「プロマシル」でございます。これは除草剤でございます、日本では1965年に登録され、温州みかんやパイナップルに使用されております。食品安全委員会では1回評価いただいておりまして、ADI及びARfDが設定されているものとなります。

最後、めくっていただきまして、4つ目のメタミトロンでございます。これは除草剤でございます、日本では2002年に登録され、てんさいに使用されております。食品安全委員会で評価いただいているところというものでございます。

農林水産省からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、同じ農薬4品目について、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境と申します。

それでは、資料1に基づきまして御説明させていただきます。

資料1-10をめくっていただきまして、別添1と書かれたページを御覧ください。1つ目は、農薬「シアナジン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明した内容のとおりでございます。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、豪州で豆類、ばれいしょなどに、ニュージーランドで豆類、たまねぎなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで1回評価をいただいております、ADIは0.00053 mg/kg 体重/日、ARfDは0.045 mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、2つ目、農薬「シハロホップブチル」でございます。本件は、農林水産省

から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明した内容のとおりでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国では、米国で米に、欧州でグレープフルーツ、アーモンドなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会の評価は今回が初回となります。

続きまして、3つ目は、農薬「プロマシル」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省が御説明した内容のとおりです。

国際機関、海外での状況についてですが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国では、米国でかんきつ類、パイナップルに、豪州でアスパラガス、かんきつ類などに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで1回評価をいただいております。ADIは0.019 mg/kg 体重/日、ARfDは0.2 mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、4つ目は、農薬「メタミトロン」でございます。本件は既に算定基準の見直しに係る食品健康影響評価をお願いしているところでございますが、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省が御説明した内容のとおりです。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国では、米国及び欧州でりんご、なしなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会において、現在評価中でございます。

最後になりますが、別添2には、前回評価時点からの追加データの状況をお示ししておりますが、シアナジン、プロマシル、メタミトロンの再評価に関し、追加のデータの提出はございません。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

農林水産省及び消費者庁から御説明のありましたとおり、農薬取締法に基づく再評価に

係る評価要請であり、農薬の再評価制度の趣旨を踏まえ、最新の科学的知見に照らして改めて評価を行い、食品の安全性を確保する必要があると考えられますので、農薬に関する専門調査会において審議するという事によろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本件については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日、私が指定し、指定次第速やかに本委員会において御報告させていただきます。

石岡課長、境室長、ありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等4品目についてです。

それでは、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課の境でございます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼いたします組換えDNA技術応用食品等3品目につきまして、概要を御説明申し上げます。

資料1-11を御覧ください。このたび評価を御依頼する1つ目は、「*Bacillus subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼ」でございます。

1. 趣旨につきまして、本品目は、日本食品化工株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

2. 評価依頼品目の概要につきましては、本品目は、生産性の向上を目的として、*Bacillus subtilis* ISW1214株を宿主とし、*Paenibacillus* sp. SH-55株由来のマルトースホスホリラーゼ遺伝子の導入等を行った*B. subtilis* NTI06 (pHYT2MPM) 株を利用して生産されたマルトースホスホリラーゼでございます。

3. 酵素の機能につきまして説明いたします。本品目は、マルトースとリン酸からβ-D-グルコース-1-リン酸とD-グルコースを生成する酵素でございます。

4. 利用品目及び利用方法につきまして、本品目は、他のホスホリラーゼ製剤と組み合わせることで、二糖やオリゴ糖の製造に使用されます。用途及び使用形態は従来のマルトースホスホリラーゼと相違ございません。

5. 海外の状況につきまして、本品目は、海外における承認等の実績はございません。

6. 今後の方針といたしまして、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める予定でございます。

続きまして、資料1-12を御覧ください。2品目めは「高オレイン酸含有ダイズDP-

305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」でございます。

1. 趣旨につきまして、本品目は、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

2. 評価依頼品目の概要につきまして、本品目は、安全性審査を経た旨が公表された「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1」及び「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統」を、従来の育種法により掛け合わせて作出したものでございます。親系統であるDP-305423-1には、高オレイン酸形質及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性の付与を目的として、*gm-fad2-1*遺伝子断片及び*gm-hra*遺伝子の導入等が行われております。また、44406系統には、除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性の付与を目的とし、改変*aad-12*遺伝子、*2mepsps*遺伝子及び*pat*遺伝子の導入等が行われております。

3. 利用目的及び利用方法につきまして、本品目は、従来のダイズと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のダイズと同様でございます。

4. 今後の方針といたしましては、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める予定でございます。

続きましての資料1-13を御覧ください。3品目めは「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (COR23134)」でございます。

1. 趣旨につきまして、本品目もコルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

2. 評価依頼品目の概要につきまして、本品目は、ダイズの93Y21系統を既存品種とし、チョウ目害虫抵抗性の付与を目的として、*Bacillus thuringiensis*由来の*cry1B. 34. 1*遺伝子及び*cry1B. 61. 1*遺伝子並びにシダ植物由来の*ipd083Cb*遺伝子、また、除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性の付与を目的として、ダイズ由来の*gm-hra\_1*遺伝子の導入等を行い作出したものでございます。

3. 付与される形質の概要につきまして御説明いたします。*cry1B. 34. 1*遺伝子、*cry1B. 61. 1*遺伝子及び*ipd083Cb*遺伝子がコードするCry1B. 34. 1タンパク質、Cry1B. 61. 1タンパク質及びIPD083Cbタンパク質は、チョウ目害虫の中腸上皮細胞膜上の特定の受容体と結合し、細胞膜に細孔を形成して細胞溶解を引き起こし、中腸組織を損傷させることにより殺虫活性を示すとされております。*gm-hra\_1*遺伝子がコードするGM-HRAタンパク質は、除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤の影響を受けないことから、同剤が阻害する分岐鎖アミノ酸の合成が可能となり、同剤に対する耐性を示します。

4. 利用目的及び利用方法につきまして、本品目は、従来のダイズと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のダイズと同様でございます。

5. 海外の状況につきまして、本品目は、米国及びカナダにおいて食品としての利用承認等がされております。

6. 今後の方針といたしましては、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める予定でございます。

このたび評価を御依頼するものは、以上3品目でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

境室長、ありがとうございます。

続きまして、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○大石飼料安全・薬事室長 農林水産省飼料安全・薬事室長の大石です。よろしくお願いいたします。

資料1-14を御覧ください。当省から評価をお願いするのは、「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ（COR23134）」系統でございます。

本申請品目の概要につきましては、先ほど消費者庁から御説明がありましたとおりです。

本品目の飼料としての利用目的及び利用方法につきましては、従来のダイズと相違ございません。

海外の状況としましては、飼料として使用されている国はございません。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、公表等の手続を進める予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

## (2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 「NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について御説明申し上げます。

まず、私から概要を説明いたします。

資料2の右下のページ数、6ページの要約を御覧ください。本添加物は、*Trichoderma reesei* RL-P37株を宿主として、*Fusarium verticillioides* FCP906D株のキシラナーゼ遺伝子を改変して合成したNGX遺伝子を導入して作製したNGX株を利用して生産されたキシラナーゼになります。本添加物は、アラビノキシラン内部の $\beta$ -1,4-グリコシド結合をエンド型で加水分解する酵素であり、小麦からでん粉の糖化製品（異性化糖・水あめ等）及び発酵製品としての醸造アルコールの製造工程で添加されます。

本添加物について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価を行いました。具体的には、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性、アレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。

したがって、本添加物は、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

以上、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○澁岡評価情報分析官 資料2に基づきまして補足の説明をいたします。

5ページを御覧ください。こちらは審議の経過となっています。2025年6月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議され、本日、審議結果について御報告するものです。

7ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Trichoderma reesei* RL-P37株を宿主として、*Fusarium verticillioides* FCP906D株のキシラナーゼ遺伝子を改変して合成したNGX遺伝子を導入して作製されたNGX株を利用して生産されたキシラナーゼです。本添加物は、アラビノキシラン内部の $\beta$ -1,4-グリコシド結合をエンド型で加水分解する酵素であり、小麦からでん粉の糖化製品（異性化糖・水あめ等）及び発酵製品としての醸造アルコールの製造工程で添加されるものです。

同じページの中段からⅡ．食品健康影響評価です。第1．の1．ですが、比較対象として用いる添加物は、*Trichoderma reesei*から生産されたキシラナーゼです。

(3)の用途及び使用形態ですが、キシラナーゼは、でん粉の糖化製品及び醸造アルコールの製造工程で添加されます。糖化製品製造工程では洗浄、ろ過、精製工程で除去され、醸造アルコール製造工程では液化工程で失活し蒸留工程で気化しないため、最終製品には

活性を有する酵素は残存いたしません。

続きまして、8ページの2. 宿主に関する事項ですが、宿主は*Trichoderma reesei* RL-P37株であり、ATCCにおいてBiosafety Level 1に分類されている野生型*T. reesei* QM6a株から、紫外線照射とニトロソグアニジンへの暴露で生じたセルラーゼ高効率生産菌株です。

続きまして、10ページの4. 遺伝子組換え添加物の性質、用途等に関する事項の(3) 用途及び使用形態でございますが、従来のキシラナーゼと同様です。

続きまして、11ページの第2. のベクターに関する事項ですが、NGX遺伝子発現コンストラクトを直鎖化・精製したDNA断片として非相同組換えで導入しており、遺伝子導入用ベクターは用いられなかったとしております。

続きまして、15ページの第3. 遺伝子組換え体に関する事項ですが、2. の(2) にオープンリーディングフレームの有無等について記載をしております。遺伝子発現コンストラクト及びその境界領域についてORF検索を行い、検出されたORFについて、アレルゲンデータベースを用いて既知のアレルゲンとの相同性検索が行われた結果、幾つかのORFが相同性を示しましたが、いずれのORFも通常の読み枠の中で生成された停止コドン間のORFであったことから、当該ORFが転写され、NGX酵素とは別に単独で発現される可能性は低いと考えられたとしております。

また、次の16ページに続いておりますが、タンパク質データベースを用いて既知の毒性タンパク質との相同性検索が行われた結果、幾つかのORFが相同性を示しましたが、高次構造の形成に必要なシステイン残基がない等のことから、いずれも毒性を示す可能性は低いと考えられたとしております。

さらに、欠失操作を行った遺伝子座及びその近傍領域についてORF検索を行い、検出されたORFについてアレルゲンデータベースを用いて既知のアレルゲンとの相同性検索が行われた結果、幾つかのORFが相同性を示しましたが、いずれのORFも停止コドン間で生成されたORFであり、適切に翻訳を行うための開始コドンが存在しない等のことから、アレルゲンを予測させる結果ではなかったとしております。

また、タンパク質データベースを用いて既知の毒性タンパク質との相同性検索が行われた結果、次の17ページに続いておりますが、1つのORFが相同性を示しましたが、当該毒性タンパク質の高次構造形成に関与する配列は含まれていない等のことから、いずれも毒性を示す可能性は低いと考えられたとしております。

続きまして、4. 遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項ですが、(1) の導入遺伝子の供与体及び(2) の遺伝子産物について、アレルギー誘発性を示唆する報告はなかったとしております。

次の18ページの(3) の遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性についてでございますが、人工胃液に対する感受性については、NGX酵素全長タンパク質は試験開始後0.5分後におおむね消化され、人工腸液に対する感受性に関しましては、360分の処理では完全には消化されないことが示されたとしております。

加熱処理に対する感受性に関しましては、約80℃で30分間の処理で加熱後に部分的な活性が残存していたことが示されております。

続きまして、第4.の1.の添加物の製造原料または製造器材についてですが、食品用酵素の製造に安全に使用されてきた実績があるとしております。

続きまして、19ページの第5.遺伝子組換え添加物に関する事項ですが、本添加物は、フランス、デンマーク及びオーストラリア・ニュージーランドにおいて承認等されているとしております。

以上から、次の20ページ、食品健康影響評価結果でございますが、先ほど頭金委員の御説明のとおり、「NGX株を利用して生産されたキシラナーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

以上につきまして、よろしければ、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足の説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

### (3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、3週後、8月26日火曜日14時から開催を予定しております。

また、6日水曜日14時から「農薬第三専門調査会」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第994回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。